

Gard Insight

権限の問題－署名欄への署名

こちらは、英文記事「[A question of authority...signing on the dotted line](#)」（2015年6月19日付）の和訳です。

昨今の英国の判決は、日常的な海上輸送契約、会社の能力、権限に関して、当然のように受け入れてしまうことの危険性を浮き彫りにしています。

はじめに

海運業界においては、複数のブローカーや代理人が介在して契約が締結されることがあります。

用船の成立を急ぐあまり、正式な文書の作成や適切な調査がなごりにされることが多々ありますが、深刻な結果を招くこともあるとの理解が必要です。たとえば、船主が締結した長期用船下において、用船者が貨物を未確認の運航業者に預けるような状況が起こりうるということです。

事例研究 A -用船契約下の保証

会社における契約の締結権限の問題

Spar Shipping v Grand China Logistics事件¹では、Grand China Logistics（以下「GCL社」といいます）が、その子会社たる海運会社の履行を担保するため、英国法が適用される用船契約保証状を発行しましたが、その海運子会社には、Spar Shipping（以下「Spar社」といいます）との間で、多数の用船契約上の不履行がありました。争点の1つは、保証状に署名した担当者個人にGCL社を拘束する契約締結権限があるか、ということでした。

この権限の問題に適用されるのは、保証に関する英国法ではなく、GCL社の設立法（中国法）でした。同社の所在地の法律には、拘束力のある約定を締結する権限についての定めがありました。GCL社に適用される法令では、拘束力のある契約には取締役会の承認とGCL社の会長の署名が必要とされていました。しかしながら、保証状には会長の署名はなく、GCL社の社印もありませんでした。

しかし、裁判所は次のように判断しました。

1. 保証状に対する取締役会の承認があった。
2. 会長は、その部下に対して、署名しGCL社を拘束する実際の権限を与えていた。

用船契約の交渉と保証状の差し入れについては「GCL社の取締役会の承認があることを条件とする」ものであり、会社の規定上承認の取得が必要なことは、Spar社にも説明されていましたが、実際には保証状の発行が遅れていたため、こうした手順を飛ばすことに大きな意味がありました。また、Spar社が保証状の受け入れ意思を示した時点でGCL社が保証状の差し入れを拒否しなかったという事実そのものが、GCL社による追認を示していました。最終的に、Spar社は、その担当者が署名し他の船主に交付した保証状6通を証拠として提出しました。



¹ [2015] EWHC 718 (Comm)

事例研究 B - 用船契約の成立

代理人の権限の問題

船主と用船者が、ブローカーやコマーシャルマネージャーを利用して取引する場合には、これらの代理人が契約当事者に代わって契約を締結するための明示的な権限を持っていることを確認する必要があります。Navig8 Inc. v South Vigour Shipping Inc. et al.事件²では、そうした権限を持たない相手であったために、結果的に船主は用船契約に拘束されることを免れました。

4隻の船舶の所有者である Nan Fung Group（以下「Nan Fung 社」といいます）は、その4隻を長期の裸用船に出し、用船に出された各船は Star Maritime Management Co（以下「SMMC 社」という）が管理することになりました。次に SMMC 社は、「管理船主たる契約署名者」として Navig8 Inc（以下「Navig8 社」といいます）への再用船契約に署名しました。しかし、各用船契約の終了前に船舶が引き揚げられて就航ができなくなったため、Navig8 社は、Nan Fung 社と SMMC 社に損害賠償を請求しました。



Navig8 社は、SMMC 社が「管理船主 (disponent owner)」という用語を使っているので、Nan Fung 社の代理人とみなされるべきだと主張しました。Nan Fung 社は、自身が再用船契約の当事者でなく、裸用船契約は有効であり、SMMC 社には船舶所有者を代理して行為する権限が一切なかったと主張しました。

裁判所は次のように判断しました。

1. 「管理船主」である SMMC 社」という表現は、裸用船者であるということよりも、船舶の管理者であることを示すためにブローカーが使用しており（稀ではあるが）、SMMC 社に管理船主としての責任があるとは考えていなかった。
2. 証拠によると、SMMC 社には船舶所有者である Nan Fung 社を代理して用船契約を成立させる権限もコマーシャルマネージャーとして行為する権限もなかった。
3. Nan Fung 社は、Navig8 社と直接の契約関係になかった。したがって、Nan Fung 社が裸用船契約を解約し、船舶を引き揚げさせたのであれば、Navig8 社には取るべき手段はない。

事例研究 C - 用船者または荷受人の行為

責任分担または委任の問題

海運業界においては、責任の境界がはっきりとしないことがよくあります。NYK Bulkship (Atlantic) N.V. v. Cargill International S.A.事件³（以下「GLOBAL SANTOSH事件」といいます）では、差し押さえがオフハイヤーの理由になるか否かを判断するにあたり、輸送と売買契約に関与した複数の関係者間⁴の責任分担に着目されました。

² [2015] EWHC 32 (Comm), Queen's Bench Division

³ [2014] EWCA Civ 403

⁴ 本件は、原告である NYK Bulkship (Disponent Owner) が「GLOBAL SANTOSH」を被告である Cargill に定期用船に出した。Cargill は本船を Sigma Shipping に航海用船として再用船に出した。貨物は Transclear から IBG Investment Ltd へ売却されたセメントであった。売買契約上、荷揚げの責任は IBG Investment にあった。また、荷揚げに遅延があった場合、Transclear の滞船料については IBG が責任を負うこととなっていた。本件では、Transclear は上記航海用船の先の用船者となっていたが、Sigma からの直接の用船であったのかは明らかでなかった。



問題の船舶には荷揚港で2か月の遅延が生じていました。貨物の売買に複数の売主と買主が関与していく中で、最終購入者が商品代金と遅延に対する滞船料を支払うことが合意されていました。売主の中の1社であり、再用船者でもある Transclear 社は、船上に残っていた貨物を差し押さえて債権を担保しようとした。しかし、Transclear 社は誤って船も差し押さえてしまいました。主定期用船契約には、船舶が差し押さえられた場合には各用船者がオフハイヤーとすることができる旨を定めた条項が盛り込まれていましたが、差し押さえの「原因」が「用船者またはその代理人の個人的な作為または不作為または契約不履行」であった場合にはオフハイヤーを認めていませんでした。

争点は、Transclear 社の行為が用船者の代理人の範囲に該当するか否かでした。用船者である Cargill 社は、Transclear 社に対して船舶を差し押さえる権限を付与していませんでした。Cargill 社は、「荷揚げを第三者に委任したのであるから、その第三者が委任された権限の範囲外で行為した場合にはその行為について責任を負うことはできない」と主張しました。一方、船主は、荷揚げを手配する行為は Cargill 社からその代理人または受任者に委ねられていたと主張し、Cargill 社が荷揚げを手配できなかったとすればその結果責任から逃れられないし、ましてや延滞中にオフハイヤーとする利益など享受できないと主張しました。

控訴裁判所は次のように判断しました。

1. Cargill 社は、Transclear 社と最終的な貨物購入者の行為に責任を負い、これらの事業体は、「用船契約に基づく用船者の責任範囲内にある行為を目的とする」Cargill 社の代理人または受任者である。
2. したがって、本船が差し押さえられている間をオフハイヤーとすることはできない。

推奨事項

- 実現するのは難しいですが、ほとんどの問題は、代理人を介さずに本人同士が1カ所に集まり、握手して取引を確定し、それを第三者が立ち会って取引条件として書面化することで回避することができます。
- 契約形式の妥当性を確認するための手順を確立してください。
- 相手の会社に、契約締結に必要な手順を記載・説明した文書があれば、確認してください。
- あるいは、契約締結前に適切な文書で相手の権限を確認してください。
- 代理人や管理者が第三者を代理して契約を締結する場合、契約の両当事者は、その代理人が行う権限を持っていることを確認するようにしてください。
- 用船契約の条項に「用船者の代理人(Charterers' agent)」のような文言があれば注意してください。現在のイギリス法では、この用語には用船契約の末端の当事者である再用船者や荷受人までを含む広い意味が与えられています。

本記事に関するご質問およびコメントは、ガードジャパン株式会社 (Eメール: gardjapan@gard.no) までお寄せください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。